

鎌倉市農業委員会 令和3年度 第2回総会 議事録	
日時	令和3年(2021年)5月26日(水)14時40分開会
場所	鎌倉市役所第3分庁舎1階講堂
委員名	1番小川和己、2番浜野清一、3番石澤一英、 4番市川幸子、5番小泉紀久夫、6番柏木博明、 7番和田雅裕、8番落合るみこ、9番岡崎和彦、 10番飯田正実、11番平井保男、12番郷原均、 13番三橋義昭、以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・飯田担当係長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	3番石澤委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。3番石澤委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、12番郷原委員、13番三橋委員にお願いします。 現況証明委員については、7番和田委員、8番落合委員にお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第1、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、4月11日から5月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料の1、2ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年1月16日に相続により届出者が所有権を取得し、令和3年4月30日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。

議長(平井会長)	<p>次に、日程第2、報告第5号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、6件、報告いたします。</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
事務局(飯田係長)	<p>議長。日程第2、報告第5号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。</p> <p>本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、4月11日から5月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料の4から7ページをご覧ください。</p> <p>それでは、報告に移ります。3、4ページの番号1～4と、5ページの整理番号1～4の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和3年5月6日に共同住宅へ転用のため、令和3年4月28日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、4ページの番号5と、6ページの整理番号5の案内図をご覧ください。</p> <p>本件は、令和3年5月17日に専用住宅へ転用のため、令和3年4月27日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、4ページの番号6と、7ページの整理番号6の案内図をご覧ください。</p> <p>本件は、令和3年5月24日に共同住宅へ転用のため、令和3年5月17日に専決処分いたしました。</p> <p>以上6件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	〔「なし」の声〕
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	<p>次に、日程第3、報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
事務局(飯田係長)	<p>議長。日程第3、報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。</p> <p>本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、4月11日から5月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料8ページ及び9ページをご覧ください。</p>

	<p>ださい。</p> <p>それでは、報告に移ります。8ページの番号1と、9ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。本件は、令和3年6月30日に専用住宅へ転用のため、令和3年5月13日に専決処分いたしました。</p> <p>以上1件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、報告第7号、遊休農地解消対策実践活動について報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	<p>議長。日程第4、報告第7号、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。5月の第2回目遊休農地解消対策実践活動は、当初13日木曜日に実施予定でしたが、雨天の為、17日月曜日に順延しましたが、17日も雨天の為中止としました。</p> <p>今後の予定としては、6月10日木曜日に第3回目の実践活動を行う予定です。</p> <p>内容としては、引き続き草刈り、笹の伐採及び撤去作業と除草剤の散布をお願いしたいと思います。なお、6月の活動は、5月の担当だったCグループの委員の皆様、飯田委員、石澤委員、市川委員、落合委員、三橋委員と6月担当のAグループの委員の皆様、和田委員、柏木委員、郷原委員、浜野委員をお願いしたいと思います。ご協力のほどよろしく願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第4号、「農地等の認定について」について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	<p>議長。日程第5、議案第4号、農地等の認定についてご説明します。</p> <p>市街化区域内の農地については、生産緑地地区に指定されると、農地等として管理されなければならない、建築等の行為にも制限がかかります。</p> <p>一方で、生産緑地地区の指定を受けると、税制上の優遇措置が適用されるものです。</p> <p>生産緑地法施行規則第1条には、市町村が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成しようとする場合においては、当該市町村</p>

	<p>の長は、生産緑地法第2条第1号に規定する農地又は採草放牧地に該当しているかどうかについて、農業委員会の意見を聴くことができるかとされています。</p> <p>今般、生産緑地の追加指定を行うに当たり、鎌倉市長から生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当しているか意見を求められているものです。</p> <p>今後の手続きとしては、10月に開催予定の鎌倉市都市計画審議会の審議を経て、年内に生産緑地地区の告示が予定されています。</p> <p>それでは、お手元の送付資料12ページの議案第4号参考資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、現在農地として良好に耕作が行われています。</p> <p>本総会でご審議いただき、承認をいただいた後、生産緑地法上の農地として認定する旨の回答をするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
5番(小泉委員)	<p>議長。5番。</p> <p>5月18日、午後1時20分から、平井会長、現況証明委員の柏木委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の状況を確認したところ、現在は、キャベツ、枝豆等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	<p>ご異議が無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第4号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第4号は承認されました。
議長(平井会長)	<p>次に、日程第6、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(飯田係長)	<p>議長。日程第6、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明します。</p> <p>相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が</p>

	<p>猶予されるものです。</p> <p>納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。</p> <p>納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。</p> <p>お手元の送付資料13ページの議案第5号、及び14ページの議案第5号参考資料をご覧ください。</p> <p>本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。</p> <p>本案件は、市街化区域内の生産緑地及び市街化調整区域内の農地であり、納税猶予の対象となります。</p> <p>本案件は、■■■■の死亡により令和2年9月22日に相続が発生したことに伴い、子の■■■■から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。</p> <p>相続人の農業経営開始年月日は相続開始年月日と同日ですが、■■■■は、相続前から対象地の耕作を行っており、営農について特段の問題はないと考えられます。</p> <p>本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。以上で、説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
6番(柏木委員)	<p>議長。6番。</p> <p>5月18日火曜日、午後2時から、平井会長、現況証明委員の小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の状況を確認したところ、現在は、にんにく、そらまめ、ブロッコリーなどの作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第5号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第5号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第8、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、以上2件について、関連があるので一括して上程いたします。

	事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	<p>議長。日程第7、議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての一括方式、日程第8、議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての一括方式、以上2件関連案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の送付資料15、16ページの議案書、17ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し出すものです。参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在■■■■が耕作している土地です。</p> <p>農業公社から■■■■への貸し借りについては、令和3年5月14日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。</p> <p>賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間43,700円となっています。■■■■の農作業従事日数は年300日、鎌倉市内で約7,700㎡を耕作しており、世帯員含め2名で営農しているとのことです。</p> <p>なお、対象地については、継続の貸し借りです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
5番(小泉委員)	<p>議長。5番。</p> <p>5月18日火曜日、午後2時30分より、平井会長、現況証明委員の柏木委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の耕作状況を確認したところ、キャベツ、人参などの作付けが行われていました。</p> <p>なお、議案第6号、議案第7号の対象地は一体として利用されています。</p> <p>今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われまます。以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第6号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第6号は承認されました。
議長(平井会長)	次に議案第7号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第7号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第9、その他、諸般の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第9、その他、諸般の報告について、1件、着席して、ご報告いたします。 6月総会等の日程について、ご報告いたします。 今回は、6月23日水曜日、15時30分より、鎌倉市役所第3分庁舎1階講堂で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和3年度第2回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員12番	郷 正 均
議事録署名委員13番	三 橋 義 昭